

会議録（概要）

会議名	令和6年度第1回芦屋町空家等対策協議会					
会場	芦屋町役場3階 第31会議室					
日時	令和6年5月24日(金) 14:00~15:00					
委員の 出欠	会長	波多野 茂丸	出	委員	平山 博久	欠
	委員	石川 智雄	出	委員	西澤 義男	出
	委員	真田 憲一	出	委員	赤星 昌美	出
	委員	長島 毅	出			
次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議 事  (1) 特定空家（高浜町3034番地2）の現状報告について</p> <p>4. 閉会</p>					
報告事項	議事（1）特定空家（高浜町3034番地2）の現状報告について事務局より説明を行った。					

令和6年度第1回芦屋町空家等対策協議会会議録

日時：令和6年5月24日(金) 14:00~15:00

場所：芦屋町役場3階 第31会議室

事務局	議事(1)特定空家(高浜町3034番地2)の現状報告について 令和6年度第1回芦屋町空家等対策協議会の開会宣言を行った。
会長	挨拶を行った。
事務局	傍聴希望者無しを報告した。 議事録作成のため録音を行う旨、報告した。 作成後、会長、石川委員、真田委員に対して、議事録承認の押印をお願いした。
会長・石川委員 真田委員	議事録の承認について、承諾を得た。
事務局	会議録の承認を得た後、出席委員へ配布する旨を報告した。 環境住宅課長が挨拶を行った。 委員6名内、5名出席を報告。本協議会設置条例第4条第3項の規定に基づき、会議成立の宣言を行った。 環境住宅課、空家対策担当が挨拶を行った。 配布資料の確認を行った。

議事 1 特定空家（高浜町 3034 番地 2）の現状報告

特定空家（高浜町 3034 番地 2）の現状報告を行った。

- ・老朽危険家屋情報について

（所在地）

（建築日）

（種類・構造）

（床面積）等

- ・概要、経緯

家屋（高浜町 3034 番地 2）が発覚した時期及び経緯を説明した。

所有者調査開始時期及び進行内容を説明した後、前回の空家等対策協議会（令和 4 年 7 月開催）での協議・報告内容（特定空家に認定等）を再確認した。

適正管理に関する交渉について、芦屋町顧問弁護士事務所である近江法律事務所に業務委託した旨を報告した。

相続人全員の相続放棄により所有者が確知できない状況なので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項の規定により、略式代執行を行う方針とする旨を報告した。

略式代執行方針決裁及び告示について説明した。

除却の費用を 6 月議会で補正予算に計上する旨を報告した。

別の事務局員より、告示の内容（告示期間、告示期間中の反応）について補足説明を行った。

<質問・意見>

1	委員	略式代執行後、費用の請求行為は。
	事務局	所有者等に請求するとなっているが、所有者等が確知できない状態なので、請求できない見込みである。

2	委員	相続人全員が相続放棄の手続き完了とあるが、相続人全員の個人情報にはわかっているのか。
	事務局	わかっている。14人全員判明している。

3	委員	「所有者の相続人が確知できない状況」について分かりやすく説明してほしい。
	事務局	確知できない状況とは、所有者が不明な状態。相続放棄されたので、結局相続人であった14人は所有者で無くなったということ。

4	委員	所有者が確定できないので、町の補正予算で計上して除却するという流れで理解してよろしいか。
	事務局	仰せの通り。一つ補足で、除却費用の半額は、国から補助金がでるとのことで、申請を行う予定だ。

5	委員	解体にかかる費用は。
	事務局	これから予算を上げる段階だが、建築係の見積で500万円。写真のとおり、特定空家と隣の建物が隣接しており、困難な除却になると聞いている。

6	委員	除却後、隣の建物が同じ状態になっているとの懸念は。
	事務局	隣の建物は同年代の建築物だが、所有者が明確だから、同じ形にならないとみている。

事務局	令和6年度第1回芦屋町空家等対策協議会閉会の挨拶を行った。
-----	-------------------------------